

第1部 総説

第1章 宮城県環境施策の展開

国内では、昭和30～40年代、急速な経済成長を背景に、水俣病などの公害病が発生するなど環境汚染が社会問題化しました。本県でも、鉱山からの排水などによるカドミウム汚染や、工場の立地拡大に伴い窒素酸化物をはじめとした大気汚染などの公害が発生し、昭和46年に「公害防止条例」（昭和46年宮城県条例第12号）が制定されるとともに、宅地やゴルフ場などの無秩序な開発を受け、昭和47年に「自然環境保全条例」（昭和47年宮城県条例第25号）が制定されました。

昭和51年には、乱開発に歯止めをかけるため、環境アセスの要綱や大規模開発の指導要綱が制定されたほか、昭和55年には、「環境管理計画（ABC計画）」が策定されました。ABC計画では、県土1平方キロ単位のメッシュごとに、環境保全水準を維持するために許容される限度量（環境容量）により環境を管理することにし、この趣旨に沿って各種開発計画の策定等が行われるようになりました。

その後、環境問題が、都市・生活型公害の増長、新たな有害化学物質による環境汚染、地球規模の環境問題の顕在化など複雑化・多様化してきたことを受け、平成2年には、新たな「環境管理計画」が策定されました。

1992年（平成4年）の地球サミットにおける地球規模的環境政策の議論をきっかけに、平成5年には、公害対策と自然保護対策を総合的に対応していこうとする「環境基本法」（平成5年法律第91号）が成立し、これを踏まえ、平成7年に「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）が制定されました。

これに基づき、平成9年に、初めての「宮城県環境基本計画」が策定されました。この計画では、以前から活用されている「環境容量」の考え方で目標値を設定するとともに、様々な環境指標を整理し、良好な環境の維持を図ることとしました。

本県では、この時期を前後して、様々な先進的な条例が制定されました。昭和60年には、全国に先駆けて「スパイクタイヤ対策条例」（昭和60年宮城県条例第36号）が制定され、平成14年の「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」（平成14年宮城県条例第41号）、平成16年の「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年宮城県条例第42号）、平成17年の「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成17年宮城県条例第151号）、平成18年の「グリーン購入促進条例」（平成18年宮城県条例第22号）などの様々な独自条例が制定されました。

平成18年には、計画期間満了を受け、第2期目となる「宮城県環境基本計画」が策定されました。当時、環境分野毎に法令が充実し、各法令におい

て自治体の計画策定義務が定められたことから、宮城県環境基本計画は、それ自身では目標数値は設けず、分野別計画に施策の基本的方向性を示すものとして位置付けたほか、計画の視点としてあらゆる主体の行動促進の重要性が示されました。

廃棄物対策の社会問題化を背景に、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指し、平成16年に「産業廃棄物税条例」（平成16年宮城県条例第19号）が制定され、翌年度から最終処分場に埋め立てられる産業廃棄物の量に応じた法定外目的税により、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進が図られました。

また、二酸化炭素の排出抑制及び吸収拡大に関する施策の充実強化などの対応のため、県税条例改正により、県民税均等割への上乗せという形で平成23年度から「みやぎ環境税」が導入され、前記の対策強化に加え、自然環境保全や環境教育などの喫緊の環境課題の解決に向けた、各種施策に活用されることとなりました。

平成27年度には、第3期目となる「宮城県環境基本計画」が策定されました。この計画では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県の環境を取り巻く情勢が大きく変化したことを受け、「復興を契機とした新しい宮城の環境の創造」及び「豊かで健やかな環境を未来につなぐ」を施策設定の視点として、復興まちづくりにおける再生可能エネルギーの積極導入や、復興工事での環境負荷低減の取組などが重点事項とされました。

令和2年度には、SDGsやパリ協定など国内外の動向を踏まえ、新たに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を長期目標に掲げた第4期目となる「宮城県環境基本計画」が策定されました。

この計画の趣旨を踏まえ、令和3年度は、南三陸海岸流域及び阿武隈川流域水循環計画の策定や、第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定を行いました。また、食品ロスの削減を推進するため、「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）」の成立等を踏まえ、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を達成するための実行計画として、令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定しました。

また、森林への再生可能エネルギー発電施設の設置による土砂災害や景観、環境への影響が懸念され、県内でも地域住民との調整が課題となったことから、令和5年度には、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電設備に課税する、全国初となる「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」（令和5年宮城県条例第34号）が制定されました。